

【研究ノート】

韓国独立後の軍創設と理念構築は如何になされたか —自衛隊の創設理念との比較を通じて—

米 山 多佳志

目 次

はじめに

1. 韓国軍の創設とその理念
 1. 1. 韓国軍の創設過程
 1. 2. 創設理念構築の背景
 1. 3. 創設理念の形成過程
 1. 4. 創設理念の具体化
2. 自衛隊の創設理念との比較
 2. 1. 自衛隊の創設理念
 2. 2. 日韓両国の創設理念の比較

はじめに

韓国軍の創設は、第2次世界大戦後の日本から独立後、米軍政下において軍政当局や軍事顧問団によって指導され組織化されていったが、同様な過程を経た日本の自衛隊と比較すると、日本と韓国の憲法や国家体制の違い、米軍政当局の建軍に関する考え方の違い及び創設に関わった両国政府等の創設理念・思惑等の違いによって、両国に特徴のある軍事組織が創設されたと言える。

本研究ノートは、韓国軍の創設過程と創設における理念構築について、特に日本における自衛隊創設理念との比較を通じ、韓国軍の理念的特徴や共通点・相違点を浮き彫りにすることを主旨として研究したものである。

昨今、韓国軍の自衛隊哨戒機に対するレーダー照射問題や韓国による日韓軍事情報包括保護協定（GSOMIA）終了宣言などにより、日韓双方の軍事環境が

韓国独立後の軍創設と理念構築は如何になされたか（米山）

危機的状況を迎えている中、韓国軍創設史、特に理念構築について正しく理解することは、日韓双方の思わぬ軍事衝突を防ぐ意味でも重要なことと思われるので、本研究がその一助となれば幸いである。

1. 韓国軍の創設とその理念

1. 1. 韓国軍の創設過程

第2次世界大戦終結後の1945年8月、日本の敗戦により日本から独立した韓国は、日韓併合時代に国内外で独立運動を展開していた人々や満州軍、日本軍出身等の出身別に、その出身と理念的な立場により様々な軍事団体を組織したため、数多くの私設軍事団体が乱立する様相となった。しかし、堅実な軍隊を育成する必要性から、韓国人有志は米軍政庁に軍隊の創設を積極的に建議する一方、米軍政庁も周辺情勢と私設団体の乱立による混乱等を克服し、将来の独立政府の軍隊として育成することができる国防軍建設計画を推進するに至った⁽¹⁾。

米軍政庁は1945年11月13日、シーク (Lawrence E. Schick) 准将を最高責任者とした国防司令官 (Office of the Director of National Defense) を発足させ、韓国内の軍隊組織と編成に関する基本計画 (警察を補強するための5万人規模の国防軍創設) を準備したが、韓国の国防軍創設問題が米・ソの朝鮮半島占領を長期化する原因になることもあり得ると判断したマッカーサー司令官は、「韓国に軍隊を創設することは私の権限の外のこと」であると正式に本国政府に報告した。マッカーサーの報告を受けた米合同参謀本部は、米国制武器で韓国の民間警備隊 (Korea National Civil Police) を武装させる権限を付与し、装備は米軍の事業に雇用された住民らに支給したのと同じ条件で供給するという返信を送った⁽²⁾。

しかし、在韓米軍司令官ハッチ (John R. Hodge) 中将は、同年12月20日に国防司令官をシーク准将からチャンベニー (Arthur S. Champeny) 大佐に交替させ、シーク案を修正し現実的で小規模的な警察補助機構の創設のための計画、

いわゆる「バンブー計画 (Bamboo Plan)」を作成させた。バンブー計画は、韓国に一定の駐屯地を後拠とする警察予備隊を設立するという内容が骨子であった。ハウスマン (James H. Hausman) はこの計画を「フィリピン式警察予備隊」の構想と呼んだが、これは米国防総省の認可を考慮して政治的に問題のない一定の駐屯地に依拠する警察予備兵力を育成するという構想と似ていたためである。バンブー計画には、当時国防司令部顧問であった韓国人・李応俊の助言が多く反映された⁽³⁾。

これを受け米合同参謀本部は、1946年1月9日、韓国に警備隊を創設することを正式に承認し、合同調停委員会の決定により、米国の余剰武器による警備隊の創設権限をマッカーサーに委任すると通知した。マッカーサー司令官は直ちに韓国に警備隊2万5千人と海岸警備のための海岸警備隊を編成に着手するが、原則的に小銃だけで武装すると報告した。これによりバンブー計画は正式に承認され、警備隊創設準備が急進展していった⁽⁴⁾。

米軍政は1946年1月11日、国防司令部内に南朝鮮国防警備隊創設臨時事務所を開設するとともに、軍政法令第42号に基づき、交通局所管の海岸警備業務を国防司令部所管に移管して、鎮海にあった海防兵団を国防司令部に正式に編入した。これにより、バンブー計画による警備隊連隊創設とともに海岸警備基地の建設が始まった。兵員募集計画が作成され、各道別に幹部要員を派遣し募集活動が展開される中で、同年1月15日には南朝鮮国防警備隊が泰陵で正式に創設された。南朝鮮国防警備隊は、軍政法令第86号に基づき1946年6月15日付で追認された後、部隊増編に入っていった。また、南朝鮮に軍事組織を作っているというソ連の猛烈な抗議により、国防部を国内警備部、陸軍部を警備局、海軍部を海岸警備部と名称変更し、警備機構であることを明文化した。しかし、国防部の名称変更抗議した韓国の軍関係者は、国内警備部を「統衛部」⁽⁵⁾と呼称することにした⁽⁶⁾。

1947年に入ると、米国は韓国の行政官へさらに多くの権限を付与して、1947年5月17日には韓国に臨時政府が樹立された。その政府の公式名称は南朝鮮臨時政府 (Sotuh Korean Interim Government) であった。南朝鮮臨時政府と

韓国独立後の軍創設と理念構築は如何になされたか（米山）

は、北緯 38 度線以南の朝鮮を統治する立法・行政・司法部門などの米軍政庁下にある朝鮮人機関を示していた。

1948 年 2 月 6 日、マッカーサーはワシントンの政策立案者らに韓国軍の訓練施設の不備、有能な軍事指導者の欠如、米第 24 軍団の兵力と装備支援能力の減少などを指摘して、南朝鮮国防警備隊の兵力を 5 万人規模に増員する一方、野砲を除いた歩兵の重火器を在韓米軍から提供して、その他の所要装備は日本にある米極東軍の補給処から調達するべきだと提案した。3 月 10 日、合同参謀本部はマッカーサー司令官の建議を承認し、歩兵小火器、37～105mm 野砲、そして M-24 戦車および装甲車を含んだ装備を支給するとの指示を与えた。

一方、米国の政治・軍事指導者らの中で韓国の国防軍建設に関する議論が続く中、1948 年 2 月 8 日、北朝鮮の臨時人民委員会による「朝鮮人民軍 (korean People's Army)」の創設が電撃的に発表されると、韓国国内では統衛部を中心に完全な国家独立を維持できる規模の国防軍に拡張すべきとの論議が活発化した。その頃、朝鮮警備隊の兵力はその拡張のための国連の支援により既に 50,000 人に達する水準になった。軍政下の米顧問団も韓国を助けて 3 個旅団本部をソウル、大田、釜山に創設したが、これらは全部米歩兵師団の司令部組織を模範として模倣したものであった。各旅団は 3 個の連隊で編成されており、これで朝鮮警備隊は当初の警備隊より陸軍にさらに近くなった。

1948 年 4 月 8 日、米國務省はハッチ中将に同年末まで在韓米軍を撤退させることができるように韓国側と諸般協定を締結するよう訓令を下達した。訓令には「朝鮮警備隊を自らの防衛と国内治安を担当できる水準まで装備し訓練させなければならない」という内容が含まれた。これにより、韓国では政府樹立を控えて警備隊兵力を 6 万人規模に増員するとともに、米軍撤退により米制武器と装備を順次譲り受けるという朝鮮警備隊増強計画が推進されることになった。朝鮮警備隊の増強計画は、一方で在韓米軍撤退を既定事実化していく米国の対外政策を反映したものであった。米國務省は 1948 年末の在韓米軍撤退を既定事実化して、朝鮮警備隊を武装させて訓練するよう指示を与えた。

米軍撤退が既定事実化される中で、1948 年 8 月 15 日に大韓民国政府が公式

に樹立された。政府樹立直後、総理兼国防部長官の李範奭は、就任と同時に国防部に登庁して国防部内の米軍事顧問であるロバーツ (William L. Roberts) 団長に接見し、「国防軍」の組織に関する韓国側の構想を表明した。記者会見で李範奭長官は、国防軍組織に言及し、陸・海・空3軍を大統領が統率し、国防部長官が大統領を代理して3軍の軍政と軍令を掌理するとともに、軍の兵力規模は国家経済規模と仮想敵などを勘案して最小限の常備兵力を保有することになると明らかにした。

8月24日、ハッチ中将は李承晩大統領を訪問し、米韓双方で議論された軍事協定に正式調印した。協定では国防・軍備(警察、統衛部、海軍警備隊)の統率権と統帥権を可及的速やかに、かつ段階的に委譲するということが、そして統衛部と海岸警備隊の訓練と装備に関連し、米国が韓国政府を継続的に援助するという内容も含まれていた。また、協定により在韓米軍事顧問使節団の隷下に臨時軍事顧問団(PMAG: Provisional Military Advisory Group)が設置された。

1948年9月1日、国務総理を兼職した李範奭国防部長官が米軍から委譲を受ける形で「朝鮮警備隊」は大韓民国国軍に正式に編入され、5日には朝鮮警備隊は陸軍に、海岸警備隊は海軍に各々その名称を変更した。11月30日、国会で「国軍組織法」が法律第9号として通過し、国防組織の編成がより具体化になった。全文24条からなる国軍組織法は、軍政を掌握する機構として国防部を置き、軍令は参謀総長が担当するように規定するとともに、国防部に参謀総長と参謀次長を置いた。国防部隷下には陸軍本部と海軍本部を編成し、これを管掌する総参謀長と参謀副長を置いた⁽⁷⁾。

このようにして建設された国軍は、1948年当時北朝鮮と対等な水準の軍事力を保有していた。兵力は、朝鮮警備隊と海岸警備隊から指揮権が委譲され、陸・海軍総兵力5個旅団15個連隊に将校1,403名と兵士49,087名等、50,490名を保有することになった。これに警察35,000名と16,000名に縮小された在韓米軍が駐留している状況であった。その頃、北朝鮮の兵力は正規軍56,040名、海岸警備隊などその他の兵力30,000名を含んで86,040名水準を維持していた。45,000名に達したソ連駐屯軍が12月まで撤退を完了して1948年の南・北朝

韓国独立後の軍創設と理念構築は如何になされたか（米山）

鮮の軍事力は前年に比べかなり増強された状態となった。

1948年12月、諜報収集と檢察機能の専門機構として、国防部に第4局（特殊工作局）を設置する一方、陸軍水色学校、偽計部隊及び報国大隊など特殊部隊を創設して対敵機能を強化した。1949年1月、第7旅団が創設され、韓国軍は6個旅団・20個連隊となった。旅団隷下の支援部隊編成も急展開し、同年5月には「国軍組織法」第3章第13条に基づいて各旅団を師団に昇格させる措置が成立した。6月には第8師団と首都警備司令部が創設され、韓国軍の部隊は8個師団・23個連隊に増強された。1949年10月1日には、陸軍から空軍が分離独立した。1949年6月、在韓米軍の撤退が完了すると、7月1日をもって在韓米軍事顧問団（K MAG, The United States Military Advisory Group to the Republic of Korea）が公式に発足し、活動を展開した。

このように、政府樹立前に朝鮮警備隊を正規軍隊に切り替えて韓国軍を育成するという原則的な立場は維持されたが、米国の対外政策の変化により軍事援助が制限され、戦力増強を実現するには限界があった。特に、北朝鮮軍の後方地域浸透と妨害工作により、正規戦に対備した戦力強化計画に支障をきたし、1948～50年の国防予備費の中で後方の共産軍討伐のための費用に80～90%を割愛しなければならなかった。その上、南侵を準備している北朝鮮軍に対するソ連の特別支援により、1949年中盤以後、韓国・北朝鮮の軍事力格差は順次広がり、朝鮮戦争直前には韓国軍の戦争抑止力に限界を来した。結局、韓国軍は現実的に乏しい国家財政により軍事力増強が制限されることとなり、制限された戦力育成を維持する必要性から、反共思想を土台に軍内の団結を強化していった。

しかし、韓国軍は後方へ浸透した北朝鮮共産軍等を徹底して討伐することによって、朝鮮戦争当時、前・後方を同時に戦場化するという北朝鮮の戦略的企図を有効に遮断して、軍事力の不足を連合戦力により補完するという連合国防政策により、その後勃発する朝鮮戦争を戦い抜くことになった⁽⁸⁾。

1. 2. 創設理念構築の背景

韓国は日本との併合により、国家そのものが日本に吸収されたために、日韓併合時代の36年間は国軍としての韓国軍は消滅することになった。したがって、第2次世界大戦後に日本から独立する際、新生軍隊を創設するに当たって、いかに歴史の断絶を修復し、連続した歴史と伝統に裏打ちされた軍隊を創設するかを念頭に、その創軍理念を構築していったと見ることができる。そして、日韓併合時代の歴史の断絶性を埋める対象を、当時中国で活動していた抗日組織である光復軍に求め、新生軍隊がその光復軍から伝統を受け継ぐことによって歴史の継続性を担保し、有史以来の伝統に裏付けされた軍隊を創軍しようとしたとすることができる。

つまり、韓国軍の建軍理念の土台は、民族運動の精神を継承し、民族気概を回復させて独立国家の堅実な軍隊を作るという建軍意志が基礎となっている。歴史的に1945年8月15日の植民地解放に先立ち、臨時政府の議員からは臨時政府解体論が提起されたことがあった。しかし、当時の臨時政府主席・金九は絶対に解散させないという断固たる立場を堅持した。烈士の血によって樹立し、多くの革命同志たちが命をかけて守護した臨時政府を3千万国民に捧げるまでは解散できないということであった。光復軍もまた、その正統を大韓民国国軍に継承するまで決して解散できないという立場であった。

しかし、韓国に駐留することになった米軍司令部は、海外のどんな機関や団体も解体せずには入国を許諾しないという方針を守った。これに対して、光復軍総司令官は次の通り「光復軍復員宣言」を通じて光復軍の解散を命じたが、復員という表現が意味するように、動員された軍人を送りかえずという意味を使って、今後光復軍を再結集するという意志を強く表わした⁹⁾。

建軍過程で光復軍の精神を継承しようとする努力は、柳東悦統衛部長の選任過程を通じても現れており、柳東悦が統衛部長に就任するまでは人選過程が順調ではなかったのである。1945年6月、統衛部がソウル南山洞庁舎に移動する直前、前軍政長官のロッチ(A. L. Lerch)所長はアーゴ(Reamer T. Argo)

韓国独立後の軍創設と理念構築は如何になされたか（米山）

大佐の紹介で金應祚と面談して、彼に統衛部長に就任するよう交渉した。ロッチ所長が提示した候補者の名簿には、元容徳、孫元一等も含まれていた。当時通訳はアンダーウッド（Horace H. Uuderwood）博士が担当した。

金應祚は「過去中国、満州などの地で国籍のない外国軍隊生活をしてきて、結局は日本軍に逮捕されて死刑を宣告されたが、減刑によりで救命された。国土が両断された以後、米・ソが信託統治のための会議を行う局面において、信託統治反対を先導してきた人間がどうして軍政下の曖昧な警備隊長を引き受けることができるか」と言い、統衛部長職を固辞した。

その他に、統衛部長候補としては、光復軍系から柳東悦、李青天、李範奭將軍などが挙げられた。李青天、李範奭將軍は、当時中国軍の正式な少将の階級を持った金弘壹將軍とともにまだ中国に留まっている状況であった。このように、光復軍系の人物が嘱望されることになった背景には、李應俊顧問と元容徳参領（少佐）が「光復軍の法の正統と精神を継承して独立の大義を生かすために、統衛部長や警備隊総司令官は臨時政府系の要人の中から登用しなければならない」と強力に主張した点が影響を与えたのである。そして元容徳参領は、人事の門戸開放のために自ら辞意を表明し、李應俊顧問はその時まで任官することなく顧問職に留まった。

旧日本軍大佐出身の金錫源も統衛部長就任交渉の対象になっていたが、「まだ出る時期ではない」と断るなど日本軍出身者らは全ての者が謹慎していた。中国にいた米軍総司令官ウェドゥマイオ（Albert C. Wedemeyer）中將が1946年2月12日、韓国に立ち寄った時、ハッチ中將に李範奭將軍を紹介することによって、第3代国防部長であったバーナード（Lyle W. Bernard）大佐がハッチ中將の内命を受けて涉外にかけずり回っていた。彼は李範奭將軍と面談して、南朝鮮国防警備隊の責任を引き受けてくれるようハッチ中將の特別要請を伝え交渉したが、李將軍は「軍政下の警備隊がなんの軍隊か、軍事組織より先に国権を回復しなければならない」とこれを断った。光復軍がその存在を認定されないまま解散して、戦友らの際に紛れて帰国することになったことに対し鬱憤に耐えない李將軍が、バーナード大佐に強力にアピールをしたのである。

当時、米軍政当局が建軍作業を推進する過程で、光復軍の要人を積極的に迎え入れようとした点は広く知られた事実であったが、李範奭將軍以外に李青天將軍とも接触したという見解もある。このように、米軍政当局から渉外担当を送って光復軍を統衛部長に任命しようとしたという点は、光復軍が建軍の基幹にならなければならないという民族的世論や期待を反映したことであり、米軍政自ら建軍の中心に光復軍を置かなければならないと判断したためであった。

最後に囑望された柳東悦將軍に対する交渉は、李應俊顧問が担当した。柳東悦將軍与李應俊將軍とは格別の縁があり、結局統衛部顧問に柳東悦將軍が推戴された。李應俊に柳東悦を推薦した人物は、やはり渉外を担当したバーナード大佐だったことが明らかになっているが、彼は「まず、現在の朝鮮警備隊将校は日本軍・満州軍・中国軍出身等で非常に複雑なため、軍特に幹部の和と団結を成し遂げることができる人物でなければならず、二番目に軍幹部だけでなく国民の尊敬を受けることができる人物でなければならない」として、この二つの条件に該当する対象は臨時政府の参謀総長を経験した柳東悦將軍しかない」と明らかにしたということである。

柳東悦將軍は相当な苦慮の末に統衛部長職を承諾し、1946年9月12日正式に統衛部長に就任した。彼が統衛部長に就任する代りに、米国人統衛部長プライス大佐は首席顧問官になった。このように、統衛部長に光復軍出身の韓国人が就任することになると、すぐに朝鮮警備隊司令官も光復軍出身に交替させられた。光復軍の鞭練処長を歴任した宋虎声が朝鮮警備隊司令官に任命されたのである。統衛部と朝鮮警備隊が大韓民国政府樹立後、国防部と韓国軍に改編されているという点を勘案すれば、大韓民国の建国において光復軍の役割と意味は大変重要なことであった。

柳東悦と宋虎声が各々統衛部長と朝鮮警備隊司令官に赴任することによって、一部の光復軍出身らが朝鮮警備士官学校に入学し始めた。1946年9月23日に選抜した第2期に宋虎聲と高時福が入学したのを初めとして、1947年1月13日には第3期に崔徳新・朴始昌・朴其成が各々入校してきた。もちろん1946年6月初めに帰国した光復軍隊員らの相当数がこれに積極的に参加しな

韓国独立後の軍創設と理念構築は如何になされたか（米山）

かったことは事実だが、光復軍は自ら大韓民国軍の主体にならなければならないという点は自覚していた。

そのような歴史意識下で順次「光復軍を母体に国軍を編制しなければならない」という社会的要求が反映され、警備隊の象徴的職責である統衛部長と警備隊総司令官を光復軍出身者に任命することになった。警備隊将兵らも「たとえ現在は警察の予備隊だが政府が樹立されれば国軍になる」という信念を持つことによって、目標を未来に、忠誠の対象を新生韓国に置いた。将兵の大部分は、時間が経てば経つほど自主独立精神と反共民主精神が強化された。その上、草創期に警備隊を冷遇した光復軍出身者らも警備隊の韓国化作業が推進されるや順次現実主義的な認識に切り替えて警備隊に参加することになったのである。特に、柳東悦部長や宋虎聲司令官は警備隊に光復軍出身者を数多く補充して警備隊を実質的な光復軍に改造しようとする構想を具現しようとし、李青天將軍はハッチ將軍に警備隊の思想およびリーダーシップ問題を解消するため、軍隊経験者の重鎮らで構成された参戦同志会会員と大同青年団団員とを警備隊と共に混合編成して、これを国防軍に改編しようという建議までしたのである。

このような光復軍の歴史意識は、大韓民国が樹立された後、李範奭の初代国防部長官就任を通じて、韓国軍の正統性を光復軍とその精神に起源を置くという象徴的な形で現れた。大韓民国政府が臨時政府の正統性を継承したように、韓国軍は光復軍の正統性を継承しなければならないという歴史意識の発露であった。政府樹立を通じて統衛部が国防部に変わった状況で、柳東悦統衛部長はすべての権限を国防部長官・李範奭に委譲した。当時、李範奭国防部長官は國務総理を兼任したが、李長官は米軍政当局から政権を委譲される一方で、朝鮮警備隊を1948年9月1日から大韓民国国軍に正式編入させた。社会の一角では韓国軍再組織の条件として警備隊の全面解散を掲げたりもしたが、警備隊が米軍政の韓国化作業の産物だけでなく健全な民主軍として育成されたことを勘案して「南朝鮮臨時政府の行政権委譲手続き」により国軍に編入させたのである。

その頃、統衛部から国防部への事務引き継ぎは世の中の主な関心事であった

が、8月31日柳東悦統衛部長と李範奭国防部長官の間で統衛部事務委譲が正式に調印されたことによって、警備隊は順調に新しい政府の国防部長官に委譲され、軍の指揮権も長官に帰属することになった。韓国側の表現を借りると「光復軍の手によって軍勢力が米軍政から大韓民国国軍へ移譲された歴史的な意味を持った業務委譲」であった。建軍の準備と韓国軍の創設における光復軍の役割は、柳東悦統衛部長と李範奭国防部長官の業務の連結過程でもよくあらわれた。

これ以後、光復軍兵士達は相当数が朝鮮警備士官学校に入学し、政府樹立と同時に建軍の重要な役割を担当した。陸・海軍本部の編成、部隊増編と師団および警備部創設などに必要とされる将校らを補充する過程でも「光復軍が国軍の母体にならなければならない」という認識合意の下で、警備隊創設に参加した軍隊経験者重鎮らを中心に編成した。また、警備隊時代に排出された光復軍出身将校を陸軍士官学校7期特期および8期特期として任官させて警備隊の体質を改善するという処置も実施した。1948年8月17日、選抜された第7期特別班に金冠五・金国柱・張興が、続いて第8期特別班でに朴俊植・呉光鮮・安椿生・朴英俊・権峻・張虎崗・金永逸・金盛鎬などが入学した。その他に參謀長を歴任した金弘壹将軍と第1次隊長を経た蔡元凱が特任で任官し、崔用徳・金信は空軍に、そして中国軍出身の金応祚・李鍾国・呉東起・趙介玉などが各々韓国軍に参加した。

また、新生大韓民国の国軍が光復軍の正統性を継承する上で、韓国軍将兵らに「光復軍の後衛」という誇りを植え付けるために、将校を養成する陸軍士官学校の校長に光復軍出身者を任命した。政府樹立を目前にした1948年7月29日、光復軍出身の崔徳新中佐を任命して以来、引き続き光復軍出身の金弘壹将軍を第7代校長（1949. 1. 15～1950. 6. 10）に、李俊植将軍を第8代校長（1950. 6. 10～1950. 7. 8）に、そして安椿生将軍を第9代校長（1951. 10. 30～1952. 11. 10）に各々任命したことは上記理由のためであった。さらに、軍内反乱事件に直面して反共民主理念の教育が切実となり、国防部に政治局を置いて「国軍の誓い」を制定・公布して、韓国軍の精神教育を強化する基本理念の源流を民族運動の精神に求めた。

韓国独立後の軍創設と理念構築は如何になされたか（米山）

これと共に、警備隊創設から政府樹立以後の大韓民国国軍が再編される過程において、光復軍の精神を継承し光復軍を母体として韓国軍を成長・発展させようとする努力が続いた。光復軍が韓国軍に譲ったことは単に有形的なことだけでなく、国軍精神の要諦としての無形的資産でもあった。大韓帝国軍出身者が独立軍の主要幹部として活躍しながら、国軍の精神を引き継ぎ、続いて独立軍出身者が光復軍の主要幹部として活躍、その後光復軍出身者が朝鮮国防警備隊を経て国軍の創設課程で軍の象徴的存在である国防部長官、国防部次官、及び主要幹部に登場することによって、光復軍は大韓帝国以来歴史的な断絶を克服して、国権回復のための自主独立精神を継承して国軍へ精神的遺産を移譲したと見ることができる¹⁰⁾。

1. 3. 創設理念の形成過程

韓国軍の理念は自由民主主義と国際平和主義を宣明した大韓民国の建国理念を土台に、民族史とともに引き継がれてきた韓国軍の精神を継承する一方、義兵・独立軍・光復軍の自主独立精神と理念対立の現実にもなう反共精神を土台にする軍の思想的指標でもあった。その理念は、米軍政下から出発した警備隊が自主独立精神と反共・民主精神で一体化して正規韓国軍へ成長する過程で形成された。

政府樹立後、韓国軍の公式的なスタートと同時に、それまで警備隊に入隊しなかった光復軍出身者や日本軍・満州軍出身者など軍隊経験者重鎮らが大半して軍に参加した。光復軍の首脳らが育成した青年団員らも補充されて、自主独立精神と反共精神が大きく振興した。そのような動きは、抗日闘争の中で形成された民族運動の精神的基盤と連結されるものであったが、民族運動の精神を継承するという理念的基調が建軍精神の土台になった。

このような建軍精神は、国家創設の精神を組み入れた建国理念と脈を同じくするものとして、大韓民国憲法の前文に現れている民主独立国家の再建のための展望と意を同じくする。憲法前文を見れば、次のような独立精神と民主国家の創建に対する決意を表わしている。

「悠久な歴史と伝統に輝く私たちの大韓民国は、3. 1 独立運動により大韓民国を建設して世界に宣言した偉大な独立精神を継承し、今ここに民主独立国家を再建するのにあって情の導きと同胞愛により民族の団結を強固にし、すべての社会的悪習慣を打破して民主主義制度を樹立し、政治、経済、社会、文化のすべての領域において各人の機会を均等にし、能力を最高度に発揮させて、内には国民生活の均等な向上を期し、外には恒久的な国際平和の維持に努力し、我々と我々の自存の安全と自由と幸福を永遠に確保することを決議し、我々の政党又は自由に選ばれた代表から構成された国会で壇期 4281 年 7 月 1 2 日にこの憲法を制定する」⁽¹¹⁾。

憲法に標ぼうされた建国精神の自主独立精神と民主国家に対する確信は、1940 年 9 月 17 日に「光復軍総司令部設立報告書」で光復軍の任務を「日帝の残滓を破壊して民主社会を建設」するというように規定し、これを光復軍が実現するように促したことを基礎としている。韓国軍が創設されるや、李範奭初代国防部長官は、建軍の方向を設定する上で「軍の精神は光復軍の独立闘争精神を継承する」と明らかにして、建国理念の土台である独立闘争精神と自主独立国家に対する民族的自覚と天命意識を建軍の精神として継承しようと考えた。このような精神的継承の努力は「国防訓令」をはじめとして「国軍 3 大」や「国軍の誓い」等を通してより一層具体化された。

国防部長官に就任した李範奭は、国防訓令第 1 号を通じて軍の建軍目標と精神を明示した。訓令では国軍の性格を国防軍と規定する一方、将兵の精神姿勢および軍規と実践精神を強調している⁽¹²⁾。

この様に、国防部長官の訓令において、国軍の性格を国防軍として明確にする一方、全将兵に実践するよう掲げた精神的要諦は、「尽忠報国、軍紀厳守、親愛協同、美德発揚、勤勉忠実、精誠団結」等であった。李長官は当時、国軍を青年国軍と呼び、全国民の愛護を受けて全国民の生命を保護しなければならないという点を軍の使命として提示したのである。

国防部長官が提示した建軍理念は、国防政策を遂行する過程において、建軍指導指針として精強な兵士養成のための「士兵第一主義」として提示された。「士

韓国独立後の軍創設と理念構築は如何になされたか（米山）

兵第一主義」というのは、兵士個々人の資質を速やかに向上させ、韓国軍全体の質的水準を平準化することによって、先進民主国家の優秀な軍隊と対等な資質を持つようにするということであった。このため、反共民主主義の軍隊として精神武装を強化するための政訓局を組織した。彼は韓国軍を育成する上で諸要素の統合を目差し、将校の質は日本陸軍士官学校出身者を優先し、精神面では士兵第一主義と光復軍の独立闘争精神を継承して、精強な兵士育成の将来を学徒兵出身の将兵にかけるという原則を維持した。

李長官が提示した建軍理念の目標は、民族史的歴史意識を反映した精強な兵士の養成であった。それは韓国軍が光復軍の独立闘争心を継承し、透徹した愛国思想と反共精神で武装したいわゆる思想戦士としての基本を整えることであった。1949年3月21日、国防部長官職を辞する退任の辞を通じて、彼は「量は有形の存在であり、質は無形の存在として、これらが共に総合されなければならない」と建軍の質と量を強調した⁽⁴³⁾。

李長官は軍の理念の基本方向を民族史的歴史意識を土台にした光復軍精神の継承に置く一方、現代戦の特性に符合するための軍になるために量・質そして有形・無形戦力の均衡を展望していた。言い換えれば、精兵思想に立って無形戦力の思想武装と有形戦力の武器体系、そして教育訓練の両質の均衡を通じて精強軍を育成しようと考えたのである。

このような建軍方向の一面は、実際に麗順10・19事件⁽⁴⁴⁾と同様な左翼の軍内浸透が猛烈になると、軍内の肅軍を断行して韓国軍の理念的一体化を確立する措置が表面化した。このような措置は、軍内の左翼の浸透による大々的な騒擾と混乱を根本的な次元で克服するための軍の精神武装と思想動向に対する冷静な再検討につながった。そういう苦心を反映したのが、いわゆる国軍3大宣誓文であった。これは1948年12月1日、麗順地区戦没将兵合同慰霊祭に臨んで全将兵に対し実践スローガンとして頒布された。

一方、韓国軍の理念を確立するのに際し、金弘壹少将が絶大な影響力を發揮した。政府樹立後、当時国防部には第2局として政治局が発足し、初代局長として陸軍少将金弘壹が就任した。金弘壹局長は将兵思想先導と精神武装を目的

として、人的・物的に脆弱な諸条件を克服しながら建国初の第2局業務を遂行した。その後の第2局は、時代的な状況に合わせ、1948年11月29日政治局の機能を廃止して政訓事業のための政訓局に改編された。済州4.3事件⁽¹⁵⁾に引き続き、麗順10・19事件が起きて政訓業務がより一層要請されるようになったためである。金弘壹（当時所長）は1949年11月頃、国防概論という題で発刊した本において、建軍の精神を国防の本質と結びつけて「国防というのは国家自尊の道である。人民の生命財産と国家の領土主権と社会の安寧秩序を保障する以外に、国策の遂行と国家機能を発揮する原動力こそが国防力である」と説明した⁽¹⁶⁾。

このような当時の軍事指導者らの国防意識は、日本統治による植民統治から独立した後、自主民族国家としての未来に対する強い期待と意欲の中で、憲法に明示された建国理念を実現するための軍の歴史的召命を明確にしたのであった。近代史の民族史的教訓を深く認識して、独立軍と光復軍につながった抗日独立精神を継承する一方、民主主義国家の堅実な軍隊を形成するための未来指向的な歴史意識の所産であった。これにより建軍初期の国軍精神と理念は韓国軍の使命を自覚し、その本分を尽くそうとした自身のアイデンティティの確立の上に、将来自主独立国家の砦として堅固な実力を整えた正規国防軍としての性格を明確化した理念的指標になった。

要するに、建軍期の国防政策の方向をはじめとして、軍事指導者らの思想的指向に現れた建軍の理念は、自主独立国家の砦として民族運動の歴史的伝統を継承する一方、当時の理念的対立という現実を土台に自由民主主義守護精神と反共精神を強化して、国民の愛好を受ける軍隊として、精兵主義に立って国民の生命を保護する使命感が透徹した軍隊を建設するという召命意識を明らかにしたことであった⁽¹⁷⁾。

1. 4. 創設理念の具体化

a 士兵訓

建軍理念を具体化した韓国軍の服務信条は、1948年に麗順10・19事件の鎮

韓国独立後の軍創設と理念構築は如何になされたか（米山）

圧作戦当時に制定された士兵訓がその最初であった。鎮圧作戦が進行している頃、第1旅団長李應俊大佐は將兵らの戦意高揚のために士兵訓を制定したが、その内容は次のようなものである。

士兵訓

我らは大韓民国の真の軍人になろう。

真の軍人になるには、軍規厳正で上官の命令に衷心から服従することで、上官を尊敬し部下を愛して和睦団結することであり、各自引き受けた責任に誠心誠意、死力を尽くしてこれを成しとげることである。また国と民を愛して、彼らから信愛を受けることであり、公戦には勇敢だが、私的な争いに恐れをなし、特に飲酒暴行を厳禁することである。また、正直潔白で不正行為が絶無なことであり、過激破壊分子を断固排撃して、彼らの謀略扇動に厳然と動かないことである。

このような軍人でこそ、はじめて我ら大韓民国の干城になることができるのであり、私が同胞の擁護者になることができるのである⁽⁴⁸⁾。

士兵訓の内容は、李国防部長官が訓令を通じて提示した軍隊像または軍人像と違わなかった。士兵訓では真の軍人になるには軍規厳正と命令服従という基本的な軍の階級秩序を尊重し、相敬私愛と和睦団結、そして誠心誠意を尽くして職務を成しとげることが絶対重要だという点を強調することであった。

b 国軍3大宣誓、国軍盟誓

士兵訓の精神は、李国防部長官が制定した「国軍3大宣誓」にそのまま投影された。国軍3大宣誓は全韓国軍將兵が遵守しなければならない服務信条として、民主主義国家としての発展を約束する軍の精神的指標を提示した綱領であった。

国軍3大宣誓は、反共精神を涵養するため、部隊単位別に毎朝夕に実施する一朝一夕点呼と各種行事時に前任者の先唱に従って全部隊員らが斉唱するようにした。国軍3大宣誓は1949年に「国軍盟誓」に改称され、施行された。

国軍 3 大宣誓

1. 我らは先烈の血跡に従い、死をもって民族と国家を守ろう。
2. 我らの上官、我らの戦友を共産党が殺害したことを銘記しよう。
3. 我ら軍人は鋼鉄のように団結し、軍規を厳守して国軍の使命を果たそう。

国軍盟誓

1. 我らは大韓民国国軍である。死をもって国家を守ろう。
2. 我らは鋼鉄のように団結し、共産侵略者を打ちのめそう。
3. 我らは白頭山霊峰に太極旗を掲げ豆満江で戦勝刀を洗おう⁽⁴⁹⁾。

このような国軍 3 大宣誓や国軍の誓いなどは、結局軍内の思想統一を實踐する具体的な方法であり、同時に軍の精神的理念の核心内容を形成した。これは軍首脳部が過去、抗日闘争で経験した教訓を土台にしたことはもちろん、理念的混乱による社会的混乱から、軍の結束と一体感が除外されてはならないという現実認識に基づいていた。したがって、国軍 3 大宣誓をはじめとする諸般綱領では、歴史性・思想性・軍人精神を明白に標ぼうしたが、それは将兵の国家民族意識を高揚する一方、韓国軍の基本精神を抗日独立闘争の精神と愛国思想、反共精神によって体系化したものであった。

c 軍人服務令

1950 年 2 月 28 日、大統領令第 282 号で「軍人服務令」が制定され、軍人服務に関する精神的土台が法制化された。軍人服務令は、軍人にとって国家に対する忠誠心を持つようにして、軍人生活の軍規維持、相互間の信義と軍人としての武勇、そして清廉精神に関心を持つように軍隊倫理と実践綱領を明文化したものであり、軍人の政治関与を規制した内容も含まれている。

軍人服務令

第 1 条 本令は、軍人の服務に関する根本基準を明示し、軍規を確立して献身報国の軍人精神を高揚させることを目的とする。

第 2 条 本令における軍人とは、現役軍人、軍教育機関の生徒および招

韓国独立後の軍創設と理念構築は如何になされたか（米山）

集中の護国兵役，予備兵役，補充兵役と国民兵役の軍人をいう。

第 3 条 軍人は大韓民国に対し忠誠をつくし，その職責を全うしなければならない。

第 4 条 軍人は軍規を厳守し，上官の命令に絶対服従して誠実に法令を遵守しなければならない。

第 5 条 軍人は上官を尊敬し，部下を愛好して，和睦・団結しなければならない。

第 6 条 軍人は清廉潔白で，武勇を賞賛しなければならない。

第 7 条 軍人は浪費し財産を使い果たしたり，その身に余る借金をしてはならない。

第 8 条 軍人は信義を守り，名誉と品位を維持しなければならない。

第 9 条 軍人は職務の内外にかかわらず，権力を乱用してはいけない。

第 10 条 軍人は服装を端正にして，言動を慎まなければならない。

第 11 条 軍人はその職にあるかどうかにかかわらず，軍の秘密を厳守しなければならない。

第 12 条 軍人は直接間接を問わず，本務以外の他の業務に従事できない。

第 13 条 軍人は上官の許可なしに，その職場および勤務地を離れてはならない。

第 14 条 軍人は政治運動に参加したり，軍務以外のための集団的行動をしてはならない。

第 15 条 軍人は職務に関して上の事例その他名義の如何を問わず，金品またはもてなしを受けてはならない。

第 16 条 軍人はその所属部下から贈与を受けてはならない。

第 17 条 軍人は大統領の許可なしに外国政府から荣誉または贈与を受けてはならない。

第 18 条 本令は軍に服務する軍属に準用する。

付 則 本令は公布した日から施行する⁽²⁰⁾。

d 軍高官の統率方針

建軍期に陸軍の首長だった陸軍総参謀長らは、自己の指揮範囲内で軍理念を確立するために努力した。そのような努力の一端は、彼らの統率方針に反映され実現された。初代李應俊陸軍総参謀長は、1948年12月15日から1949年5月9日まで在職したが、彼の統率方針は大きく7種類に集約されていた。以下はその要旨を整理したものである。

- 最初に、軍規厳正・命令服従
- 二番目、和睦団結
- 三番目、責任完遂
- 四番目、国民信愛
- 五番目、公戦勇敢
- 六番目、正直血脈
- 七番目、過激破壊分子の断固排撃

1948年11月30日、国軍組織法が制定公布されることにより、同施行令によって当時陸軍総司令官に在任中だった李應俊准将が12月15日付で初代陸軍総参謀長に再任命された。その頃、創軍時から軍内部に浸透し始めた共産主義者などの活動により、1948年10月19日の麗順事件をはじめとする大邱第1、2次暴動などと同様な騒擾が各地で連鎖的に起き、軍内に左翼系列の細胞網が広がって、内部的分裂を助長していたので理念的な緊張が高まっていた。

これに対し、李應俊初代総参謀長は何よりも軍内部に浸透した共産赤色分子を抜本的に根絶し、軍の規律を確立する一方、暴動と同じような社会的な混乱を收拾することが急務と判断した。彼は就任一声で「軍は何より国民が信頼することができる軍隊にならなければならない、私は我が軍を国家百年体系の干城として、この国と民族のために滅私奉公する反共に透徹し忠誠を尽くす軍人に育成することが最大の任務である⁽²⁾」と明らかにした。李総参謀長は在任6ヶ月に軍内部の共産主義浸透を防ぐために、大粛軍を断行して軍の規律を確立し、建軍の基礎を作りあげた。前述した軍人の道を明らかにした士兵訓はそのような過程から出てきたものであった。彼は1949年5月5日、春川地区の表武源・

韓国独立後の軍創設と理念構築は如何になされたか（米山）

姜太武大隊長の越北事件を契機に、その責任を感じて当月 10 日に総参謀長職を辞退した。その後、国防部の参謀総長制が廃止され、李應俊陸軍総参謀長が退いて蔡秉徳少将が就任することになった。

第 2 代陸軍総参謀長・蔡秉徳は 1949 年 5 月 9 日から 1949 年 10 月 1 日まで陸軍の総帥を引き受けたが、1950 年 4 月 10 日から 1950 年 6 月 30 日まで第 4 代陸軍総参謀長職を勤めることによって、二度にわたって陸軍の総帥として軍を指揮した。彼が第 2 代総参謀長として掲げた統率方針は次のようであった。

最初に、国家民族に忠誠

二番目、国民から信頼

三番目、行動と実践で国家の守護⁽²²⁾

このような指揮統率方針は、当時の時代状況に対する現実認識を反映した指揮哲学であった。蔡総参謀長の指揮方針は、国家と民族のための忠誠を全力投球することを誓う一方、全将兵らが行動と実践により国家守護のために一路まい進することを強調したものであった。そのような指揮統率方針の下、蔡將軍は前任者に引き続き残余の共産ゲリラ掃討戦に力をつくし、引き続き軍の戦力強化のために、「国軍組織法」第 3 章第 13 条に基づき、1949 年 5 月 12 日に従来の旅団を師団に昇格させて、8 個の歩兵師団を持つ陸軍を指揮するようになった。また、申泰英少将の後に続いて、1950 年 4 月 10 日に第 4 代総参謀長として再起用された後には、次のような統率指針で軍を指揮した。

最初に、軍の風紀刷新

二番目、国民からの信頼

三番目、教育訓練の強化

四番目、軍予算節約と経理軍規確立⁽²³⁾

第 3 代陸軍総参謀長・申泰英少将は、やはり建国精神の実現を強調しながら、建軍の理念を具体化させて指揮方針とした。申泰英少将は 1949 年 10 月 1 日から 1950 年 4 月 10 日まで第 3 代総参謀長の重任を引き受けた。彼は就任と同時に次のような部隊指揮統率方針を提示した。

最初に、建国精神の実現

二番目、軍規風紀の振起

三番目、戦力の強化

四番目、服務成果の強化⁽²⁴⁾

申総参謀長の指揮方針は、軍の使命が厳格な軍の規律の下、指揮官を中心に強固に団結して軍の基盤を確固に固めるとともに、装備および訓練を強化して百戦百勝の戦力を練磨するということであった。じ後、軍・官・民一体の防衛態勢を確立し、組織的な国内治安を確保しなければならないという点も強調された⁽²⁵⁾。

2. 自衛隊の創設理念との比較

2. 1. 自衛隊の創設理念

a 理念構築の経緯

朝鮮戦争を契機に、連合軍総司令官D・マッカーサーの指示により陸上自衛隊の前身である「警察予備隊」が創設されたが、その後創設された海上自衛隊の前進である「海上警備隊」と共に保安庁・保安隊が発足し、1954年の防衛庁発足と共に陸・海・空自衛隊が創設されることになった。戦争放棄と戦力不保持を謳った新しい日本国憲法第9条の下、新生自衛隊の創設理念がどのように形成され、定着させようとされていったのか、当時の米軍事顧問団の回顧録や、創設当時の首相・吉田茂の言動・考え、新生自衛隊の精神徳目の中心である「自衛官の心がまえ」等を分析することにより考察してみたい。

まず、警察予備隊発足当時の状況について、当時の米軍事顧問団幕僚長であったフランク・コワルスキー大佐の回顧録『日本再軍備』の記述から、創設理念及び隊員の精神的支柱を構築するに当たって、米軍と警察予備隊首脳陣がいかに苦悩していたのかを垣間見ることができる。「私（コワルスキー大佐）は部隊視察を終えた林敬三総隊総監を訪ね、スピリットについて議論を交わした。林総監は、『帝国陸軍で兵隊が受けた最も重要な教育は精神教育でした。しかし、予備隊には精神教育がありません。隊員の目をよく見ましたが、目に光がありません。（中略）隊員の目は、予備隊は誰のために戦うのか、誰が予備隊の最

韓国独立後の軍創設と理念構築は如何になされたか（米山）

高司令官であるかと聞いています。・・・』私（コ大佐）は、『アメリカ人は母国を愛し、その生活様式を愛し、デモクラシーを愛するが故に危機が訪れればそれを守るために戦い、多数のものが死んでいった。我々にも特攻隊員の体内を流れた血と同じ赤い血が流れ、勇敢である。』と懸命に説明した。総監は『・・・アメリカ軍はよく戦い、戦争にも勝ちました。しかし我々は、あなた方のようにデモクラシーをよく理解できません』と応じた⁽²⁶⁾。このように、予備隊の首脳陣は、国防の目的や隊員の精神的支柱について悩み、その構築に心胆を砕いていたことがわかる。

また、同書はその後の展開として、「林総監は現地の連隊を視察したとき、次のような演説をした。『予備隊の根本精神は、愛国心と民族愛であると私は固く信じています。我々は血のつながる両親、兄弟、並びに妻子を愛します。この愛を伸ばして、日本民族を愛し、日本国土を愛します。我々が祖先から託され、子孫に手渡すべき母国を愛します。この愛は日本人の生活の中に深く根差している伝統的な偽らない感情であります。』『我々が新しい日本において正当な役割を演ずるためには、まず『国民の軍隊』になることが先決条件であります。これこそ予備隊の基調を成す根本原則でなければなりません。』」と述べたことを明らかにしている⁽²⁷⁾。つまり、予備隊首脳陣は、かつての旧軍が天皇の軍隊であることを強調しすぎるがあまり、統帥権の独立を前面に押し出して政治に介入し、日本を戦争に駆り立てていったことを反省し、警察予備隊は民主主義下の実力組織として、素朴な郷土・民族愛に根差した国民の軍隊になることを創設の理念に置いたということが言えるであろう。

旧軍からの決別と言うことに関しては、保安隊組織の構築過程や当時の首相・吉田茂の言動からも伺い知ることができる。1952年7月、保安庁法が成立し、警察予備隊は保安隊となり、海上警備隊と共に保安庁の監督の下に置かれることになったが、警察力を補うとされた警察予備隊と違い、保安隊は「我が国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護する」ことを任務とした。旧軍の反省を踏まえ、シビリアンコントロールを重視するため、出動を命ずるのは内閣総理大臣であり、出動命令から20日以内に国会の承認を求めなければなら

いと定められた。旧陸軍将校からは、昔の軍隊のような機構にするようかなりの働きかけがあったが、旧軍嫌いの吉田首相はこれをはねのけて、保安庁長官には文官である国務大臣を宛て、総理大臣の指揮・監督の下においた⁽²⁸⁾。

一方で吉田首相は、保安庁で幹部に次のように訓示した。「新軍隊は新しい考えから出発せねばならず、国家の独立と安全を守り、国民のための軍隊でなければならぬ。保安庁新設の目的は新国軍の建設である。諸君はそれまでの間、新国軍建設の土台となる任務を持っている。」これは、吉田が保安隊創設により旧軍を復活させるのではなく新しい国民のための軍隊を作ろうと考えていたことを示している。続いて吉田は、保安隊創立記念式典で、保安隊は軍隊ではないが、国会・世論の民主的制約に服する公共奉仕機関たるべし、と訓示し、「民主主義下の国民の僕」との考えを示している。

また、陸軍と帝大が国を誤ったと考えていた吉田は、保安隊の幹部候補生を養成する保安大学校（現・防衛大学校）の設立には特に神経を使い、軍人でも官僚でもなく私学出身の榎智雄を校長に選んだ。さらに、戦前の陸軍と海軍が激しい抗争を繰り返したことから、保安大学校を陸と海を統合した学校にしたことは、旧陸軍の復活を防止しようという吉田の見識がよく現れている⁽²⁹⁾。

b 「自衛官の心がまえ」に見る理念の特徴

前項のように、警察予備隊や保安隊創設に当たり、当時の首脳陣は旧軍復活を嫌い、新生日本の新しい軍事組織をどのような理念で構築しようとしたのか、その苦悩を垣間見ることができるが、では、具体的に民主主義下の国民の軍隊を建設するに当たり、隊員の精神的支柱をどのように育成しようとしたのか、「自衛官の心がまえ」の成立過程とその内容を分析することにより、読み解いていきたい。「自衛官の心がまえ」は、防衛庁発足3年後の1957年に防衛庁内部部局において研究に着手され、1961年6月に西村防衛庁長官の決裁を受けたとされており、当時の時代背景は、ようやく敗戦の痛手から立ち直りかけ、経済繁栄に舵を切り始めた時期である。こうした時期に決定された「自衛官の心がまえ」は、旧軍人の資質を育成してきた軍人勅諭からの脱却、敗戦後に陥りやすい国民心理、米国から天恵のように与えられた民主主義や個人主義的思

韓国独立後の軍創設と理念構築は如何になされたか（米山）

想の影響を多分に受けたとも言われている⁹⁰⁾。具体的には、自衛官の心がまえは、「使命の自覚」「個人の充実」「責任の遂行」「規律の厳守」「団結の強化」の5項目から構成されている。

「自衛官の心がまえ」

1 使命の自覚

- (1) 祖先より受けつぎ、これを充実発展せしめて次の世代に伝える日本の国、その国民と国土を外部の侵略から守る。
- (2) 自由と責任の上に築かれる国民生活の平和と秩序を守る。

2 個人の充実

- (1) 積極的でかたよりのない立派な社会人としての性格の形成に努め、正しい判断力を養う。
- (2) 知性、自発率先、信頼性及び体力等の諸要素について、ひろく調和のとれた個性を伸展する。

3 責任の遂行

- (1) 勇気と忍耐をもって、責任の命ずるところ、身をていして任務を遂行する。
- (2) 僚友互いに真愛の情をもって結び、公に奉ずる心を基とし、その持場を守りぬく。

4 規律の厳守

- (1) 規律を部隊の生命とし、法令の遵守と命令に対する服従は、誠実厳正に行なう。
- (2) 命令を適切にするとともに、自覚に基づく積極的な服従の習性を育成する。

5 団結の強化

- (1) 卓越した統率と情味ある結合のなかに、苦難と試練に耐える集団としての確信をつちかう。
- (2) 陸、海、空、心を一にして精強に励み、祖国と民族の存立のため、全力をつくしてその負託にこたえる。

では、「自衛官の心がまえ」全体に流れる理念的特徴はどのようなものであろうか。それは、天皇の軍隊から国民の自衛隊に生まれ変わるに当たって、次の2点に留意したことである。第一は命令と服従の関係であり、旧軍が上官からの命令を天皇の命令として盲目的な服従心を強要されていたのを反省し、「正しい命令」と「理解ある服従」を強調したことである。第二は、精神的支柱の行方であり、天皇に忠誠を誓った旧軍から決別し、国民の自衛隊として何に忠節を尽くすべきなのか、自衛隊の使命をいかに自覚するかという課題を突きつけられ、その結果上記5項目が導き出されたと考えられる。

次に、個々の項目についてその特徴を見ていきたい。まず第1の「使命の自覚」については、旧軍が「忠君愛国」を使命としていたのに比し、民主主義、国民主権下の自衛隊においては「何のために何を守るか」が大きな課題であり、「祖先から受け継いだ日本の国、国民、国土」そして「自由で責任のある国民生活の平和と秩序」と説明している。

第2の「個人の充実」については、戦後の個人主義的思想の影響もあったと思われるが、隊員個々の資質の向上を謳ったものと理解できる。具体的には「積極的で偏りのない社会人」と「正しい判断力」が挙げられており、そのためには「知性」、「自発率先」、「信頼性」、「体力」が必要であるとしている。特に「積極的で偏りのない社会人」については、「バランスのとれた正常な人間が戦場において勇敢である」という米軍が得た教訓を踏まえたものであるとされている。

第3の「責任の遂行」は、職務に対応するという考え方で、自衛官の職務の特性である「危険と困難」及び「連帯性」の二つを考慮して、危険と困難に耐えるには「勇気と忍耐」、「身を挺する責任感」が重要と考えられた。戦場における個人の進退は組織の命運を左右する、と言うことから連帯性が強調され、戦友を愛し、部隊を愛し、国家を愛する気持ちがなければ連帯性は生まれず、それがなければ責任感も持ち得ないということから、「僚友愛」及び「公に奉ずる心」が持ち場を守り抜くことになると考えられた。

第4の「規律の厳守」では、命令と服従の関係が律せられている。規律は部

韓国独立後の軍創設と理念構築は如何になされたか（米山）

隊の生命であると位置づけられ、法令の遵守と命令の服従は誠実厳正でなければならないとされている。ここで、特徴的であるのは、「命令を適切にする」として、指揮官が命令に責任を持つことを要求し、受令者の立場においては「理性ある服従」が重視され、理性ある服従というものが規律の真の基礎であると考えられた。

第5の「団結の強化」においては、団結とは何かの説明はないものの、主として団結を強化するための指揮官の「卓越した統率」とその一環としての統御を意味する「情味ある結合」が求められている。また、陸・海・空自衛隊の団結が望まれているのは、旧陸・海軍の確執を反省しての要望と理解することができる⁽³¹⁾。

このように、警察予備隊から保安隊・自衛隊創設にあたって根底に流れる創設理念は、一貫して旧帝国陸海軍からの決別、自由・民主主義下の国民のための新しい軍事組織の創設であり、「自衛官の心がまえ」の中にもその考え方が色濃く反映されている。「自衛官の心がまえ」は、自衛隊の創設から7年後に戦前の反省、戦後の社会情勢及び新しい思想の導入と言った事象を背景として制定されたものであり、検討に際して幅広く資料を求め、戦場における活動という自衛隊の任務の特性も十分検討された後が伺える。しかしながら、多くの自衛官の共感が得られていないとの声も聞かれ、その原因としてあまりにも旧軍との決別を意識し、軍隊とは違う新しい軍事組織の精神徳目とすることを強調するがあまり、警察や海上保安庁の様な自衛隊以外の実力組織にも適用可能なものとなっているのも事実であろう。

2. 2. 日韓両国の創設理念の比較

a 共通点

まず、共通する事項として、次の2点を挙げることができる。1点目は、太平洋戦争の終結により日韓両国とも米軍政の統治下に置かれたことにより、韓国軍や自衛隊の創設に当たって、米国の意向が色濃く反映されているということである。韓国軍創設に当たっては、米国は当初、ソ連との関係から警察力の

強化を図るための朝鮮警備隊を創設することから出発したが、日本の自衛隊創設に当たっても朝鮮戦争勃発に伴う日本国内の治安維持の目的から警察予備隊から出発しており、両国とも警察的組織から創設が開始されている。さらに、軍事組織に発展する段階においても、米国は米軍事顧問団という組織を構成して、韓国軍や自衛隊の創設にあたって物心両面から助言・指導を実施していることも共通する事項である。したがって、両国とも創設理念を形成する上でも米国の影響が色濃く反映されていると見ることができる。

2点目は、日韓両国とも米国の指導の下、自由・民主主義国家建設を標榜しているため、それぞれの軍や自衛隊を創設するに当たっても、自由・民主主義という価値観に相応しい創設理念を形成するよう努力したとすることができる。たとえば、韓国軍においては自由民主主義守護精神と反共精神を強化して、国民の愛好を受ける軍隊としての「精兵主義」に立って、国民の生命を保護する使命感に透徹した軍隊を建設することを創軍の理念としているが、日本の自衛隊においても、「自衛官の心がまえ」の前文や第1項の「使命の自覚」において、自由と民主主義を基調とするわが国の平和と独立を守ることが自衛隊の使命であると述べており、両国に共通する創設理念とすることができる。

b 相違点

次に、相違する事項として次の2点が考えられる。1点目は、創設に当たって軍の歴史・伝統をいかに継承するかについての考え方の違いである。韓国軍創設に当たっては、日韓併合により軍だけでなく国家そのものが日本に吸収されてしまっているため、新しい軍の歴史性・正統性を保障するためには、植民地統治時代に主に中国で活躍していた光復軍にその歴史・伝統の正当継承者を求めたとと言える。そして、実際に光復軍で活動していた軍人を中心に韓国軍を組織することによって、有史以来の軍隊の歴史を継承する新生軍隊として地位を築きあげたと言することができる。一方、日本の自衛隊においては、太平洋戦争の敗戦の原因の一つに、統帥権の独立を楯に政治に介入していった旧軍の独走があったという反省から、いかに旧軍的思考や理念、組織形態からの離別・脱却を図るかが創設理念の中心になっていったと言することができる。

韓国独立後の軍創設と理念構築は如何になされたか（米山）

2点目は、憲法上の違いから韓国軍と自衛隊の国内行政組織上の位置づけが異なるため、創設理念の内容においてもかなりの点で違いがあるということである。韓国軍の創設においては、たとえその出発が警備隊からだったとしても、当初から軍隊を創設することを念頭に努力し、韓国政府樹立後の国防軍移行後も正規軍としての地位・役割を与え、正規軍に相応しい理念や戦闘精神を構築してきたと見ることができる。しかし、日本の自衛隊においては、憲法上の制約から、正規軍と同様の装備を持っていたとしても国内法上は軍隊ではなく、防衛省が管理する実力組織としてでしかないために、自衛官の精神的支柱である「自衛官の心がまえ」においても、旧軍時代の精神的支柱であった軍人勅諭にあったような軍人的要素を極力廃し、悪く言えば国家公務員であれば誰にでも適用できるような内容になっていると言っても過言ではないだろう。

以上、韓国軍と自衛隊の創設理念について比較を行ったが、総じて見ると韓国軍は植民地時代による歴史の断絶をいかに修復して、新生韓国軍に歴史性・正統性を与えるかに注力し、創軍理念の中心としているのに対し、日本の自衛隊においては逆に旧軍的なものからいかに決別し、新生自衛隊を創設するかに心血を注ぎ、創設理念の中心としていったとすることができる。

おわりに

まず、韓国軍創設過程の特徴を見ると、日本の敗戦による朝鮮統治終了に伴い各種武装組織や政党が乱立したものの、米軍政庁の統制により軽装備の南朝鮮国防警備隊が創設され、韓国軍の基礎が作られた。その後、南側に韓国政府が樹立されると、国防警備隊は国軍として独立し、韓国軍が正式に発足した訳であるが、その装備はほとんど米軍からの供与に頼っていた。しかし、李承晩大統領は南北に異なる体制の国家が樹立されたことを解消するため、武力に訴えてでも統一しようという「北進統一論」を唱えたため、米国は韓国に大規模な軍事援助を与えれば「北進統一」に向かうのではないかと危惧し、

航空機や戦車などの重装備を供与しなかった。このため、南北には大きな軍事力の格差が生まれ、朝鮮戦争の緒戦で韓国側が釜山橋頭堡まで敗退する一つの要因になったと言われている⁽³²⁾。

また、韓国軍の創設に関わった人々は、旧日本陸軍や旧満州国軍の軍事経験者、中国軍や光復軍系列の反日闘争経験者など、多岐にわたっている。創軍当初、軍中核要員育成のため、軍事英語学校において軍事教育を施し、軍の中核に据えていったわけであるが、さぞ出身が違う者同士の確執が生まれたものと推測される。しかし、佐々木春隆著『朝鮮戦争・韓国篇上』によると、必ずしも出身系列別に団結していたわけではなく、それに出身地方別や軍番の順などが重なって複雑な確執が生まれていたと記されている⁽³³⁾。また、第7代韓国陸軍参謀総長を歴任した白善燁氏に創軍当時の状況について聴取したところ、意外にも出身系列別で団結して互いに確執が生まれたと言うことはあまりなかったと言う返答が帰ってきた。これは、出身系列別に互いに争うよりも、お互いに団結して新生国軍の創建に邁進していったということが言えるであろう。

最後に、韓国軍が軍の創設理念を構築するに当たっては、植民地時代による歴史の断絶をいかに修復して、新生韓国軍に歴史性・正統性を与えるかに注力し、光復軍の抗日武装闘争理念を創軍理念の中心としたことは事実である。しかし、抗日武装闘争はあくまでもゲリラ戦であり、ゲリラ部隊の理念を国軍の理念とするには少々無理があると言わざるを得ない。事実、初期の国防部長官らは光復軍出身者が就任しているものの、実質の陸軍トップである陸軍参謀総長はそのほとんどが旧日本軍出身者であり、理念は光復軍の理念を継承していると言いつつも、部隊運用・戦術などの実務においては旧日本軍出身者の経験を活用せざるを得なかったと言えるであろう。

しかし、よく韓国軍の内務班のしごきや鉄拳制裁などは旧日本軍とよく似ていると言われるが、これは、旧日本軍出身者が将兵教育に携わったことによる負の伝統が韓国軍に継承されることになったともいえる。このことについて、前掲『朝鮮戦争・韓国篇上』や韓国国防史編纂委員会編『朝鮮戦争史第一巻』には次のように書かれている。

韓国独立後の軍創設と理念構築は如何になされたか（米山）

「陸軍士官学校の初期首脳陣はいずれも日本軍に関係した人たちであったが、特に教官教育を受けたとか特別な経験を経たことはなかった。だから、訓育も教育も日本式の踏襲（つまり鉄拳）を免れなかった。その外に知らなかったのだから仕方がない⁽³⁴⁾。」

「当時は士官養成の理念も明白でなく、むろん校風も定まらず、伝統もない、創設初期の無制度化であった。だから候補生の訓育と生活を統括する生徒隊長が、彼が経験した日本軍の統率概念をもって統率すると、そこに不具合が生ずることに免れなかった。彼は、陸士出身でもなく、学徒兵出身のいわゆる「解放少尉」であったので、日本軍で学んだ兵士取り扱い法をそのまま適応せざるを得なかった。その外のことは知らなかったためである。

しかし、これは彼だけでなく、陸士出身の中隊長でも彼が陸士正規課程を学んでいたにもかかわらず、「あの野郎」と言いながら拳骨で統率していたくらいであった。だから、智・仁・勇の崇高な教育理念とその実際とは隔たりが多く、ときに士官養成の正道から逸脱した統率もなくはなかったのである。創設期の経験不足であった我が軍が踏まねばならなかったやむを得ない道であり、段階であったであろう⁽³⁵⁾。」

このように、韓国軍創軍の理念を旧日本軍とは真逆の光復軍に求めながら、実質的な将兵育成の精神を米軍式ではなく旧日本軍的なものに頼らざるを得なかったところに、韓国軍創設期の混乱と試行錯誤を物語っていると言えるであろう。

注

- (1) 韓国国防部軍史編纂研究所編『建軍史』（2002年、韓国国防部）71-74頁
- (2) 同上、92-103頁
- (3) 同上、104-128頁
- (4) 同上、129-139頁
- (5) 大韓帝国末期の軍政「三宮」の一つである右宮、後宮、海防宮を統合した名称「統

衛宮」に準拠して「統宮部」と呼称した。

- (6) 前掲『建軍史』139-146頁
- (7) 同上, 114-118頁
- (8) 同上, 119-122頁
- (9) 同上, 40頁
- (10) 同上, 39-48頁
- (11) 同上, 50頁
- (12) 同上, 51-52頁
- (13) 同上, 53頁
- (14) 1948年10月19日, 大韓民国全羅南道麗水郡(現在の麗水市)で起こった軍隊反乱と全羅南道麗水郡, 慶尚北道盈徳郡, 京畿道金浦郡(現在の金浦市)で起きた民間人殺害事件のことを言う。
- (15) 1948年4月3日, 済州島で起こった島民の蜂起にともない, 南朝鮮国防警備隊, 韓国軍, 韓国警察, 朝鮮半島本土の右翼青年団などが引き起こした一連の島民虐殺事件をいう
- (16) 前掲『建軍史』57頁
- (17) 同上, 49-58頁
- (18) 同上, 59頁
- (19) 同上, 60頁
- (20) 同上, 62頁
- (21) 同上, 63頁
- (22) 同上, 64頁
- (23) 同上, 65頁
- (24) 同上, 68頁
- (25) 同上, 58-68頁
- (26) フランク・コワルスキー『日本再軍備－米軍事顧問団幕僚長の記録－』(中央公論新社, 1999年) 221頁
- (27) 同上, 239-240頁
- (28) 植村秀樹『自衛隊は誰のものか』(講談社現代新書, 2002年) 38頁
- (29) 前掲『日本再軍備』39頁
- (30) 森野軍事研究所, 『将来環境下において各種行動を行うに当たり隊員・指揮官として重要な資質』(陸上自衛隊研究本部部外委託研究, 2007年) 53頁
- (31) 同上, 53-56頁

韓国独立後の軍創設と理念構築は如何になされたか（米山）

- (32) 田中恒夫『図説・朝鮮戦争』（河出書房新社，2011年）9頁
- (33) 佐々木春隆『朝鮮戦争・韓国篇（上）建軍と戦争の勃発まで』（原書房，1976年）99頁
- (34) 同上，99頁
- (35) 韓国軍史編纂委員会編『朝鮮戦争史第一巻・解放と建軍』（韓国国防部，1967年）424頁